

## 平成 29 年度 沼津市生活困窮者等就労準備支援事業業務委託 プロポーザル実施要領

この要領は、生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)に定義された生活困窮者、及び生活保護受給者に対する就労準備支援事業を実施するにあたり、受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

### 1 業務の概要

(1) 業務委託名 平成 29 年度沼津市生活困窮者等就労準備支援事業業務委託

(2) 趣旨

生活困窮者及び生活保護受給者のうち、直ちに就労に就く事が困難な対象者へ一般就労に向けた準備として日常生活自立・社会生活自立・就労自立等に関する支援を実施するにあたり、業務全般に関して豊富な経験や知識、実績、企画力を有する事業者から、公募型プロポーザルにて受託候補者を選定する。

(3) 業務内容

別紙「業務説明資料」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(5) 委託契約の上限額

7,922,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

(6) 問い合わせ・応募書類等提出先

沼津市 市民福祉部 社会福祉課 生活支援係

担 当：菊地 (きくち)

所在地：〒410-8601 沼津市御幸町 16-1 沼津市役所地下 1 階

【TEL】055-934-4863 【FAX】055-933-4162 【E-mail】[shafuku@city.numazu.lg.jp](mailto:shafuku@city.numazu.lg.jp)

### 2 プロポーザルへの参加資格

本業務の受託事業者選定プロポーザル (以下「本プロポーザル」という) に応募しようとする者は、次の(1)から(8)に掲げる応募条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 公募目的の趣旨及び業務説明資料を踏まえた事業計画の立案、実施が可能であること。
- (2) 本業務に類似する就労支援の実績があり、事業実施にあたりキャリア・コンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有するか若しくは国が実施する就労準備支援担当者養成研修を受講済みである就労準備支援担当者の配置が可能であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止措置等要綱による入札参加停止期間中の者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 直近 1 年間に於いて、国税及び地方税を滞納していない法人であること。
- (7) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員等ではないこと。
- (8) 個人情報の保護について、適切な措置を講じることができること。

### 3 プロポーザル実施スケジュール（予定）

実 施 内 容	期 間
参加募集開始（市ホームページ上に公開）	平成 29 年 4 月 3 日（月）
質問受付期限	平成 29 年 4 月 11 日（火）17：00 まで
質問回答期限（市ホームページ上に公開）	平成 29 年 4 月 13 日（木）17：00 まで
参加申込提出期限	平成 29 年 4 月 24 日（月）17：00【必着】
プレゼンテーションの実施、審査	平成 29 年 4 月 26 日（水）予定 実施時間は、別途応募者へ事前連絡します。
選定結果通知	平成 29 年 4 月 28 日（金）予定

### 4 質問の受付・回答

- (1) 受付期限 平成 29 年 4 月 11 日（火）17：00 まで
- (2) 質問方法 質問書(様式第 6 号)に質問事項を記入し、電子メール又は FAX にて行う。  
※質問の際には送付件名に「【質問】沼津市生活困窮者等就労準備支援事業について」と記載すること。
- (3) 問合せ先 沼津市役所社会福祉課生活支援係  
【TEL】055-934-4863 【FAX】055-933-4162 【E-mail】[shafuku@city.numazu.lg.jp](mailto:shafuku@city.numazu.lg.jp)
- (4) 質問回答 平成 29 年 4 月 13 日（木）17：00 までに当市ホームページ上に公表。
- (5) 説明会 本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

### 5 プロポーザル参加申込及び企画提案書等の提出

- (1) 提出期限  
平成 29 年 4 月 24 日（月）17：00【必着】
- (2) 提出書類  
プロポーザル参加申込者は期限内に以下の書類を持参または書留郵便により沼津市役所社会福祉課生活支援係あて提出する。
  - ア プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式第 1 号）
  - イ 参加申込者概要説明書（様式第 2 号）
  - ウ 業務計画書（様式第 3 号）

## エ 企画提案書

別紙「業務説明資料」に基づく業務を実施するにあたり、過去の実績を踏まえ、以下の項目について、具体的な実施方法等を記載すること。

- ① 日常生活自立に関する支援
- ② 社会生活自立に関する支援
- ③ 就労自立に関する支援
- ④ 自由提案

本業務実施にあたり、業務説明資料に記載の内容以外にさらなる事業効果が期待できるような事項の追加について内容・効果等を記載すること。

※様式は任意であるが、大きさは日本工業規格A4とし、同A3を用いる場合は、A4に折りたたむこと。

## オ 業務委託料見積書（様式第4号）

カ 複数事業者によるグループでの参加申込の場合は、グループの構成員を記載した書類、グループ協定書の写し、委任状（様式第5号）、印鑑証明書（構成員が法人でない場合）

キ 納税証明書（法人市民税の最新のもの、固定資産税の平成28年度分、「法人税」及び「消費税及地方消費税」に係る納税証明書（その3又はその3の3））

※納税免除の場合は、定款の写しを提出してください。

ク 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書

ケ その他参考資料

### (3) 提出部数 各1部

企画提案書は7部（正本1部、副本6部）提出し、正本のみに事業者名を記載し、副本には一切記載しないこと。企画提案書以外は各1部ずつ提出する。

### (4) 参加申込・企画提案書等提出の留意事項

ア 持参にて提出の際は、事前に電話連絡すること。

イ 提出済み参加申込書、企画提案書等の受付期間終了後の修正又は変更は認めない。

ウ 提出された書類の著作権は、提案の採否に関わらず参加申込者に帰属するが、提出書類については、返却はしない。

## 6 プレゼンテーションの実施

以下のとおり、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

### (1) 実施日時

平成29年4月26日（水）予定 ※詳細な日時等は申込者あて別途連絡を行う。

### (2) 出席者

1者3名まで

### (3) プレゼンテーションの時間制限

20分以内

(4) 質疑応答

20 分程度

(5) 機器類の準備

プロジェクターやスクリーン等の使用が必要な場合は、事前に連絡し確認すること。  
プレゼンテーションにおいて使用するパソコンは参加申込者が持参すること。

(6) 参加事業者の匿名

プレゼンテーションの際には事業者名を明かしてはならない。

## 7 選定結果通知

参加申込者に対し文書にて平成 29 年 4 月 28 日（金）に通知を発送予定。

## 8 選定基準

受託候補者の選定にあたっては、次の事項を選定の基準とし、平成 29 年度沼津市生活困窮者等就労準備支援事業業務委託選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行う。

※配点は選定委員 1 名あたり

審査項目	審査基準	配点
基本的な事項	(1)事業実施に求められる知識や実績を有しているか (2)事業概要を理解した上で、目標が設定されているか	10 点
実施体制	(1)事業実施に適切な拠点を有しているか (2)実績や資格を有する支援担当者が適切に配置されているか (3)自立相談支援機関及び生活保護地区担当職員等の関係機関との連携は十分にとれる体制か (4)実施状況や目標達成状況の評価、工夫の取り組みは適切であるか (5)個人情報の管理徹底を含めた十分な体制が構築できるか	30 点
業務実施方法	(1)準備を含む業務実施のスケジュールは確実かつ十分な成果を上げることが期待できるものか (2)支援対象者への日常生活自立・社会生活自立・就労自立に関する支援計画は具体的で適切かつ一貫性があり、確実な実施ができ、十分な成果を上げることが期待できるものか (3)就労体験先や地域、協力先事業所の開拓・連携方法 (4)就労支援、職場定着支援の方法など段階に応じた支援を実施できるか	40 点
自由提案	(1)業務説明資料以外に応募者より独自の提案のあった業務実施について、実現可能性があり、対象者への支援にさらなる効果が期待できるものか	20 点

ただし、平均点数が 60 点を超えるものがいなかった場合は、受託候補者を選定しない。

## 9 契約の締結について

本プロポーザルの審査結果に基づき、受託候補者として決定された者は、沼津市と受託候補者間で企画提案内容を反映させた仕様や価格等に関する協議を行ったうえで双方が合意した時に契約を締結するものとする。

## 10 失格について

次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- (1) 参加申込受付期限を過ぎて、参加申込書等が提出された場合。
- (2) 提出された書類に虚偽や不備があった場合。
- (3) 審査の公平性を阻害する行為があった場合。
- (4) その他選定委員会委員長が失格であると認めた場合。
- (5) 見積金額が委託契約の上限額を超える場合。

## 11 提出された企画提案書等の取り扱いについて

- (1) 提案の採否に関わらず提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 採用された企画提案書の使用权は、沼津市に帰属する。
- (3) 提出された企画提案書等は本業務以外の目的で使用することはないが、本業務の報告、説明等のために必要がある場合には、市は提出内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提出された企画提案書等は沼津市情報公開条例（平成 12 年条例第 37 号）に基づく情報公開の対象となるため、提出される書類において沼津市情報公開条例第 5 条第 2 号に該当する法人に関する情報については、該当箇所にその旨を明記すること。

## 12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザル応募にかかる一切の費用については、応募者の負担とする。
- (2) 受託候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。